

第80回

定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日▶2025年3月31日

開催
日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時

開催
場所

群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地 1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので

2025年6月25日（水曜日）午後5時まで

に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

＜会社提案＞

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の割当ての
ための報酬決定の件

＜株主提案＞

第5号議案 定款一部変更の件

第6号議案 剰余金処分の件

目次

第80回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
事業報告	22
連結計算書類	50
計算書類	52
監査報告書	54

【株主総会資料の電子提供制度施行について】

電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしておりました招集通知等の株主総会資料は、当社ホームページに掲載して提供する方法に変更いたしました。

書面交付請求をされていない株主さまには、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類から一部抜粋した書面をご送付しています。

MITSUBA

株式会社 ミツバ

証券コード 7280

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、原材料高騰や賃金上昇、自動車業界の電動化に向けた商品変化等の厳しい経営環境がある一方、当社のコア技術が活かせる電動化ニーズの高まりを機会と捉え、2023年度より新たな中期経営計画をスタートしました。その中期経営計画では、「モビリティ社会の期待に応え持続的成長企業へ」をスローガンとして、「モビリティ進化への対応」、「経営基盤の強化」、「財務体質の健全化」を柱とする3つの経営方針を定め、ミツバビジョン2030の実現に向けグループ一丸となり推し進めております。

世界のモビリティ進化やモーター需要は益々拡大・複雑化し、当社にとってはビジネスチャンスに繋がる新しいテーマも増えてまいりました。一方、モビリティ進化のスピードや求められる製品はエリアごとの取り巻く環境により変化が生じております。今後も「世界の人々に喜びと安心を提供する」という当社理念のもと、脱炭素社会への貢献を掲げた「ミツバビジョン2030」の達成に向け、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの強化により、社会の期待に応え、信頼される企業となるよう努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月
代表取締役社長 日野 貞実



証券コード 7280
2025 年 6 月 10 日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

群馬県桐生市広沢町一丁目2681番地
株 式 会 社 ミ ツ バ
代表取締役社長 日 野 貞 実

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイト「第80回定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.mitsuba.co.jp/jp/ir/library/general_meeting.html



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「ミツバ」または「コード」に当社証券コード「7280」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
- 2. 場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目2789番地 1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第80期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
- 2. 第80期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

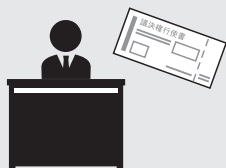
＜株主提案（第5号議案および第6号議案）＞

- 第5号議案 定款一部変更の件
- 第6号議案 剰余金処分の件

以 上

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される方



株主総会開催日時

2025年 6月26日
(木曜日) 午前10時

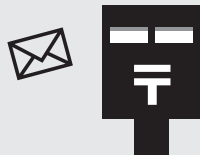
当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま1名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限ります）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会にご出席されない方

▶ 郵送



行 使 期 限

2025年 6月25日
(水曜日) 午後5時
到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ インターネット



行 使 期 限

2025年 6月25日
(水曜日) 午後5時
行使分まで

当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は**次頁**をご覧ください

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

- ◎ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 株主総会にご出席される株主さまとご欠席される株主さまの公平性を勘案し、お土産の配布はいたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、株主さまへご送付している書面（書面交付請求をいただいた株主さまにご送付している書面を含む）には記載しておりません。したがって、株主さまへご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象書類の一部であります。
 - ①連結株主資本等変動計算書、②連結計算書類の連結注記表
 - ③株主資本等変動計算書、④計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各掲載ウェブサイトに掲載させていただきます。



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使
期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書		株主総会日	
株式会社ミツバ 御中		2025年 6月26日	
私は右記開示の定款株主総会（親代会または延会の場合を含む）の議案につき、以下（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使いたします。		議決権の数	
会社提案議案		株主提案議案	
第1号	第2号	第3号	第4号
賛	賛	賛	賛
否	否	否	否
（ご注意） 当社は、議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱いたします。		第5号	
		第6号	
		賛	
		否	

※議決権の数に1単位ごとに1票となります。

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただく方法
②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト <http://vote.ty.mitsuba.co.jp> にログインし、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法
3. 第2号議案において、取締役の一部の選任につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参加票の候補者番号をご記入ください。

ログイン用QRコード

見本

ログインID
XXXXXXXXXXXX-XXXX
仮パスワード
XXXXXX

株式会社ミツバ

第5号議案から第6号議案は、一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案にいずれも反対しております。詳細は18頁から20頁をご参照ください。

↑こちらを切り取ってご返送ください。 → インターネット等による議決権行使に必要となる<ログインID>と<仮パスワード>が記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印 ▶ 反対の場合：【否】の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に ご賛同いただける 場合

会社提案議案	第1号	第2号	第3号	第4号
原案に対する賛否	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

株主提案議案	第5号	第6号
原案に対する賛否	賛	賛
	否	否

会社提案・取締役会の意見に 反対される 場合

会社提案議案	第1号	第2号	第3号	第4号
原案に対する賛否	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否

株主提案議案	第5号	第6号
原案に対する賛否	賛	賛
	否	否

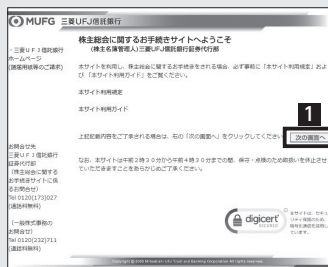


インターネットによる行使方法

2025年6月25日（水曜日）午後5時行使分まで

■ パソコンによる方法

1 議決権行使サイトへアクセス (<https://evote.tr.mufig.jp/>)

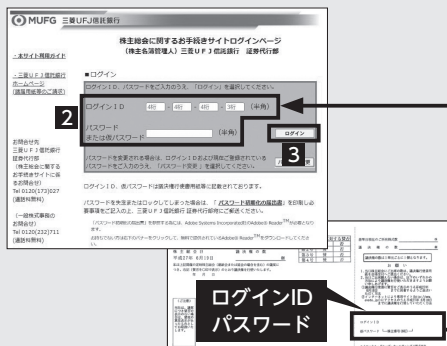


1 「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



2 ログインする



2 お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。)

3 「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

● 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

● 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

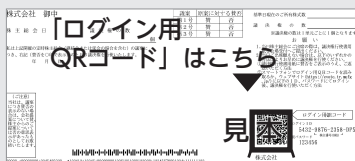
■ スマートフォンによる方法



「ログイン用 QR コード」を読み取っていただくことで、「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

- 1 QRコードを読み取る
- 2 議決権行使方法を選択
- 3 各議案の賛否を選択

議決権行使書副票（右側）



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案）>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社グループの事業内容の拡大および多様化に伴い、現行定款第2条（目的）について目的事項の追加を行うものであります。また、事業目的の追加に伴い、一部の号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(23) (条文省略)	(1)～(23) (現行どおり)
(新設)	(24) 特定信書便事業
(新設)	(25) 調理用食材、食料品、飲料品類の製造、加工及び販売
(新設)	(26) 社員食堂等各種飲食事業の運営
(24) 前各号に附帯又は関連する一切の業務	(27) 前各号に附帯又は関連する一切の業務
第3条～第41条、附 則 (条文省略)	第3条～第41条、附 則 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされた結果、適任であると判断されております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当		性別	取締役会出席状況
1	ひの さいみ 日野 貞実	再	任	男性	12回／12回
2	たけ のぶ ゆき 武 信幸	再	任	男性	12回／12回
3	やま ざき たけ し 山崎 武志	新	任	男性	—
4	すぎ やま まさ ひこ 杉山 雅彦	再	任	男性	12回／12回

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の普通株式数
1	 ひ の さだ み 日 野 貞 実 (1977年10月4日生) (再任)	2003 年 4 月 株式会社DTS入社 2009 年 7 月 当社入社 2017 年 4 月 当社執行役員に就任 2019 年 4 月 当社常務執行役員に就任 2020 年 4 月 当社営業統括 情報システム統括 現在に至る 2021 年 4 月 当社専務執行役員に就任 当社事業副統括、営業統括 2022 年 4 月 当社四輪事業責任者 2022 年 6 月 当社取締役就任 2023 年 4 月 当社事業副統括 2024 年 4 月 当社事業統括 現在に至る 2024 年 6 月 当社代表取締役社長に就任 現在に至る 2024 年 6 月 当社社長執行役員に就任 現在に至る 2024 年 6 月 当社品質保証管掌 現在に至る	545,600株
【取締役候補者とした理由】 候補者日野貞実氏は、2024年6月から当社代表取締役を務めており、当社経営の指揮および監督を適切に行っております。また、同氏は、「ミツバビジョン2030」策定ならびにその実行プロセスにおいて強いリーダーシップを発揮しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
2	 たけ のぶ ゆき 武 信 幸 (1957年5月8日生) (再任)	1981 年 4 月 当社入社 2011 年 4 月 当社執行役員に就任 2017 年 4 月 当社常務執行役員に就任 2019 年 4 月 当社経営企画・環境管理統括 2019 年 4 月 当社情報システム統括 2020 年 4 月 当社副社長執行役員に就任 現在に至る 2020 年 4 月 当社経営企画統括、環境管理統括、 総務・人事統括、財務統括 2020 年 6 月 当社代表取締役役に就任 現在に至る 2021 年 4 月 当社管理統括、経営企画統括 現在に至る (重要な兼職の状況) 桐生中小企業福祉事業協同組合 代表理事	40,400株
【取締役候補者とした理由】 候補者武信幸氏は、2020年6月から当社代表取締役を務めており、当社経営の効率性と公正性を確保するコーポレート・ガバナンス体制の構築を実効的に進めております。また、同氏は、当社グループにおいて主に経営企画・財務・総務・人事の業務に従事し、経営企画・財務・総務・人事施策の推進に不可欠な能力を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
3	 やま ざき たけ し 山 崎 武 志 (1958年9月4日生) (新任)	1981 年 4 月 当社入社 2016 年 4 月 当社執行役員に就任 当社第一事業副責任者 2019 年 4 月 当社第一事業責任者 2020 年 4 月 当社開発担当、仙台研究開発センター担当 2021 年 4 月 当社プログラムマネージャー 2022 年 4 月 当社常務執行役員に就任 2022 年 4 月 当社電動化ソリューション事業責任者 現在に至る 2024 年 4 月 当社専務執行役員に就任 現在に至る 2024 年 4 月 当社事業副統括 現在に至る	15,000株
【取締役候補者とした理由】 候補者山崎武志氏は、当社において長年にわたり、主に事業推進・開発の業務に携わり、主力事業を牽引してきた経験と実績から将来の商品開発の推進に必要な不可欠な能力を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
4	 すぎ やま まさ ひこ 杉 山 雅 彦 (1963年7月29日生) (再任)	1986 年 4 月 株式会社横浜銀行入行 2017 年 4 月 同行執行役員厚木支店長 2017 年 4 月 同行県央ブロック営業本部長 2019 年 4 月 同行執行役員 中部地域本部長 営業本部副本部長 2020 年 5 月 当社入社 当社常務執行役員に就任 現在に至る 2020 年 5 月 当社財務担当 2020 年 6 月 当社取締役役に就任 現在に至る 2021 年 4 月 当社財務統括 現在に至る	11,700株
【取締役候補者とした理由】 候補者杉山雅彦氏は、2020年6月から当社取締役を務めており、当社経営に対する役割・責務を実効的に果たしております。また、同氏は、金融機関の業務を通じて豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらのことから、その能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
 候補者武信幸氏は、桐生中小企業福祉事業協同組合の代表理事であり、同社は当社との間で業務委託等の取引関係があります。
2. その他候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約によりその被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が補填されることとなります。本議案が原案どおり承認可決された場合、いずれの取締役候補者も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役段谷繁樹は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。
なお、監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における審議を経ております。
また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名	現在の当社における地位、担当		性別	取締役会出席状況
 だん たに しげ き 段 谷 繁 樹	再	任 社外取締役 監査等委員	男性	12回／12回

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

監査等委員である取締役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 普通株式数
 だん たに しげ き 段 谷 繁 樹 (1948年9月9日生) (再任) (社外) (独立)	1971年 4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社) 入社 2006年 1月 同社執行役員 兼 非鉄金属部長 2012年 6月 同社代表取締役副社長執行役員に就任 2016年 6月 同社副会長執行役員に就任 2017年 6月 当社取締役(監査等委員)に就任 現在に至る 2018年 4月 双日株式会社顧問に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 双日株式会社 顧問	15,900株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

候補者段谷繁樹氏は、2017年6月から監査等委員である取締役(独立社外取締役)を務めており、当社経営の監督を適切に行っております。また、同氏は、総合商社において代表取締役を務めるなど企業経営について豊富な経験と高い見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として、当社の役員候補者の選定、役員報酬等の決定等の審議に対し、独立した客観的な立場から監督・アドバイスをさせていただくことが期待されるため、監査等委員である取締役(独立社外取締役)として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者段谷繁樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者段谷繁樹氏は、社外取締役候補者であります。
①社外取締役候補者とした理由につきましては、上記の「監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要」に記載のとおりであります。
②段谷繁樹氏は、当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

- ③当社は、段谷繁樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - ④段谷繁樹氏は、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - ⑤段谷繁樹氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ⑥段谷繁樹氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑦当社と段谷繁樹氏との間には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。段谷繁樹氏の選任議案が承認可決された場合、当社は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3 第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約によりその被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等が補填されることとなります。本議案が原案とおり承認可決された場合、候補者段谷繁樹氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において、年額600百万円以内とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対する報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、対象取締役の員数は、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりであります。

1. 譲渡制限付株式の割当てに関する事項

対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当ては、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ①対象取締役に対して本制度に関する報酬等として、金銭の払込みまたは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行または処分をする方法（以下、「無償交付」といいます。）
- ②対象取締役に対して本制度に関する報酬等として、金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行または処分をする方法（以下、「現物出資交付」といいます。）

なお、無償交付の場合、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分する普通株式の金銭の払込みは要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する報酬額は、1株につき当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、算出いたします。

また、現物出資交付の場合、本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

2. 対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年200,000株を上限といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

3. 対象取締役に割当てて譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の交付日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任または退職等した場合または死亡により退任または退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、役務提供期間中、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告39ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額100百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年200,000株を上限としており、発行済総数に対する希薄化率は0.44%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役が割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

なお、当社は本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、執行役員に対して上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

＜株主提案（第5号議案、第6号議案）＞

第5号議案および第6号議案は株主様1名（以下、「提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。

株主提案に係る議案につきましては、「＜本株主提案の概要＞」、「＜当社取締役会の意見＞」および「＜反対の理由＞」以外の部分は、提案株主から提出された株主提案書面の該当箇所を形式的な調整を除き、原文のまま転記する方法により記載しております。

第5号議案 定款一部変更の件

会社法第303条に基づき、下記のとおり提案する。

1. 提案の内容

社員の皆様に心より感謝しつつ、下記の理由に基づき、配当金に関する議決は株主総会の議決事項とする旨定款に定める。

2. 提案の理由

取締役会の議決をもって配当金に関して決定することには、『株主の意思』が全く反映されていない。1株当たり「3円(2022年3月期)」、「3円(2023年3月期)」、「6円(2024年3月期)」そして、「10円(2025年3月期予定)」は、『十分な株主還元』又は『株主重視』と言えるのであろうか。

＜本株主提案の概要＞

本株主提案は、当社定款上に配当金に関する議決は株主総会の議決事項とする旨を定めるものであります。

＜当社取締役会の意見＞

当社取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

＜反対の理由＞

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績ならびに配当性向および当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うように努めております。また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効活用し、将来の成長に繋げております。

本基本方針に基づき、当社を取り巻く経営環境の変化、当社の事業特性、株主さまへの公正な還元、当社の業績の今後の見通しのほか、当期の業績、内部留保や分配可能額を含む正確かつ適時の財務状況等を考慮して、配当金額を決定する必要があります。この点、上記の情報は、当社の経営に専念して従事している当社取締役会が、最も早く、正確かつ詳細に、入手し、分析できるものであり、株主総会においては、時間的制約等から適時の当社の状況を反映した配当決定が難しいと考えられることから、配当は、経営判断事項と

して、株主総会ではなく、取締役会において、迅速かつ柔軟に判断することが適切であると考えております。

以上のことから、当社の剰余金の配当等の決定機関につきましては、会社法第459条第1項および第460条の規定に基づき、取締役会の決議によることとしております。当社は、今後においても経営基盤の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針とし、業績ならびに配当性向および当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うように努めてまいります。

したがって、当社取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第6号議案 剰余金処分の件

会社法第303条に基づき、下記のとおり提案する。

1. 提案の内容

上記議案「定款一部変更の件」が承認された場合、改めて2024年度の配当金を1株につき100円とする。

2. 提案の理由

(1)少なくとも20年間以上に亘り、「自社株買い」及び「株式分割」が全く実施されていないということ、(2)2015年の株価3,575円を、その後約10年間が経過しているが未だに1度も超えていないということ、(3)わずか1年前(2024年3月)の株価1,657円時の時価総額約750億円が2025年4月1日現在においては約390億円で約360億円も減少しているということ等を勘案すれば、有利子負債が約1,500億円あることを考慮しても、上記現状においては、『十分な増配』により時価総額の増大を図るべきである。

なお、「(株)ミツバによる(株)タツミの完全子会社化に関する株式交換契約書」の第8条第1項に「前条の定めにかかわらず、甲(株主提案者注、ミツバ)は、2025年3月31日を基準日として、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。」と規定されているが、既に本年4月1日に同完全子会社化は実現しているので、同契約書の規定が会社法第303条に基づいた上記株主提案権を毀損することはいささかも有り得ない。

お忙しい中、お手数をおかけ致しますが宜しくお願い申し上げます。

<本株主提案の概要>

本株主提案は、当社普通株式1株につき100円を配当するものであります。

<当社取締役会の意見>

当社取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

<反対の理由>

本株主提案は、第5号議案である、当社定款の一部変更が実施されることを前提とした提案であり、前述のとおり当社取締役会は、第5号議案に係る株主提案に反対をしております。当社の剰余金処分においては、前述の基本方針に従い当社取締役会にて決定しております。

また、本株主提案は、当社として確保すべき内部留保を損なうものであり、このような提案は、中長期的な企業価値向上に向けたステークホルダーへの利益還元方針とは相反する短期的な視点に立脚したものであると捉えざるを得ず、結果として中長期的な当社グループの企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

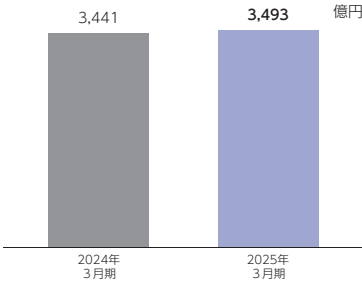
したがって、**当社取締役会としては本株主提案**に反対いたします。

以上

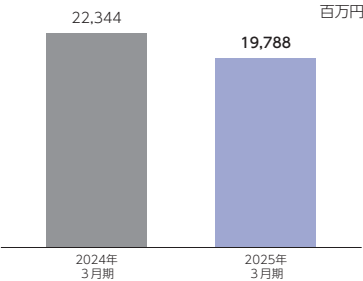
連結財務ハイライト

連結財務ハイライト

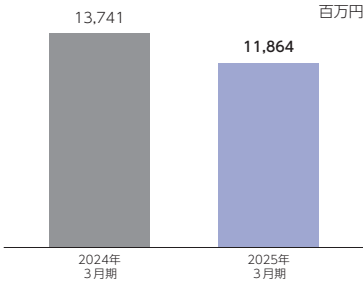
売上高



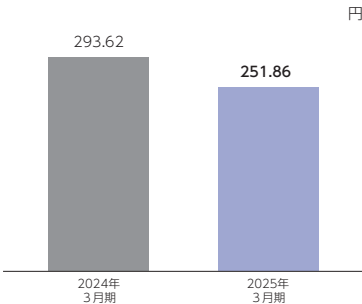
経常利益



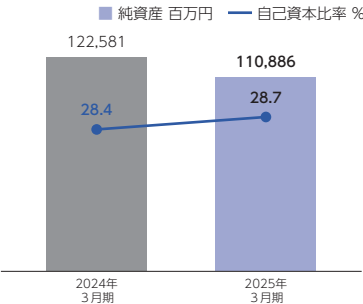
親会社株主に帰属する当期純利益



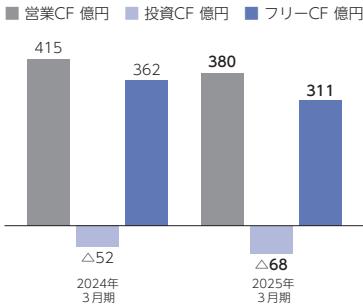
1株当たり当期純利益



純資産



キャッシュ・フロー



セグメント別業績

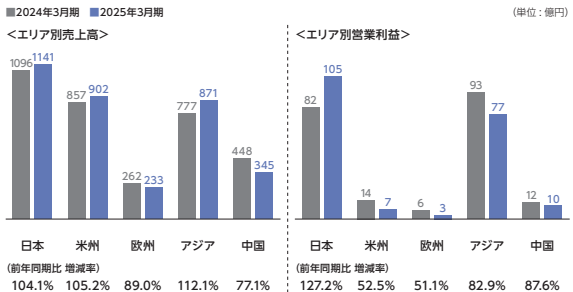
	2024年 3月期			2025年 3月期			(単位: 億円)	
	売上高	営業利益 (A)	営業利益率	売上高	営業利益 (B)	営業利益率	営業利益増減額 (B-A)	営業利益増減率 (B/A)
輸送用機器関連事業	3,227	186	5.8%	3,228	181	5.6%	△4	97.6%
情報サービス事業	162	18	11.3%	203	21	10.6%	+3	118.1%
その他事業	52	6	13.4%	61	5	9.5%	△1	84.3%
合 計	3,441	211	6.1%	3,493	209	6.0%	△2	98.9%

輸送用機器関連事業	日本・中国エリアの四輪販売が低迷する一方、インド・インドネシアを中心とした二輪販売は堅調に推移し増収を確保
情報サービス事業	車載系組込ソフトウェア開発支援業務、製造業向けAMOサービス*などのITエンジニアリングサービスや、警察向けおよびガス事業者向けシステムの販売が堅調に推移

*AMO(Application Management Outsourcing)サービスとは、お客さまの業務システムを企画・設計から運用・保守までのシステムライフサイクルを通してサポートするサービス

エリア別業績

日本エリアは、拠点間収益の適正化および円安に伴う為替影響もあり増益
中国エリアは、日系自動車メーカーの販売低迷により大幅な減収



事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復基調を維持しているものの、ロシア・ウクライナ戦争を機とした欧州での経済停滞の長期化、中国経済の減速や、米国新政権の誕生、地政学的なリスクやエネルギー価格の変動が影響を及ぼしました。国内においては、材料・エネルギー価格の上昇や円安に伴う物価上昇が続き、一時的な停滞感を強めたものの、年後半は個人消費の復調や好調なインバウンド需要により回復基調を維持しました。

自動車業界におきましては、2024年のグローバル四輪車販売が暦年で88,637千台（前年比1.6%減）となりました。米国は、追加関税前の駆け込み需要により、暦年で15,977千台（前年比2.4%増）と2年連続で前年を上回りました。欧州は、暦年で12,964千台（前年比0.9%増）と2年連続で前年を上回りました。中国は、政府の買い替え補助金政策により、暦年で31,436千台（前年比4.5%増）と4年連続で前年を上回りました。日本においては、2024年度は4,576千台（前年度比1.1%増）と3年連続で前年度を上回りました。登録車は2,948千台（前年度比1.5%増）と3年連続で増加、軽自動車は1,627千台（前年度比0.1%増）と2年ぶりに増加となりました。

また、グローバル二輪車販売は、最大市場であるインドが堅調な需要やインフラ投資などにより、暦年で19,543千台（前年比14.5%増）と4年連続で前年を上回りました。インドネシアは、暦年で6,333千台（前年比1.5%増）と4年連続で前年を上回りました。

日本は、原付第二種と軽二輪車の減少により、2024年度で320千台（前年度比15.1%減）と2年ぶりに前年度を下回りました。

このような状況の下、当社グループにおきましては、中期経営計画（2023年度-2027年度）の2年目となり、重点施策である「モビリティ進化への対応」「経営基盤の強化」「財務体質の健全化」を、計画達成に向け引き続き推進しております。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、日本・中国エリアの四輪販売が低迷する一方、インド・インドネシアを中心とした二輪販売は堅調に推移したため、連結売上高は3,493億53百万円（前期比1.5%増）、連結営業利益は209億30百万円（前期比1.1%減）、連結経常利益は197億88百万円（前期比11.4%減）となりました。また、中国・トルコ子会社等で減損損失16億7百万円の計上があったため、税金等調整前当期純利益は180億91百万円（前期比2.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は118億64百万円（前期比13.7%減）となりました。

事業の種類別セグメント業績は次のとおりであります。

輸送用機器関連事業は、前述のとおり、売上高は3,233億44百万円（前期比0.0%増）、セグメント利益は181億60百万円（前期比2.4%減）となりました。

情報サービス事業は、車載系組込ソフトウェア開発支援業務、製造業向けAMOサービス*などのITエンジニアリングサービスや警察向けおよびガス事業者向けシステムの販売が堅調に推移したことから、売上高は224億86百万円（前期比23.7%増）となり、セグメント利益は21億65百万円（前期比18.1%増）となりました。

その他事業は、主に公共事業の売上増加により、売上高は76億60百万円（前期比18.9%増）となりましたが、セグメント利益は5億87百万円（前期比15.7%減）となりました。

※AMO(Application Management Outsourcing)サービスとは、お客さまの業務システムを企画・設計から運用・保守までのシステムライフサイクルを通してサポートするサービス

② 設備投資の状況

当連結会計年度は、新製品の量産対応や既存製品の増産対応を中心とした投資を行った結果、88億55百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における主な資金調達は、2024年6月28日に各成長領域への投資を行うための資金を確保するとともに、一定の資本水準および経営の安定性の確保を図るため、第三者割当の方法によるD種種類株式発行により、株式会社日本政策投資銀行および株式会社横浜銀行から総額100億円の出資を受けております。

また、既存借入金の借換え資金としてシンジケートローン501億円の借入を実施したほか、資金調達枠維持のため、コミットメントライン契約（極度額150億円）のコミットメント期間を更新しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社が保有する株式会社ミツバロジスティクスの全株式をニッコンホールディングス株式会社へ、2024年4月1日付で譲渡しております。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 77 期 (2022年 3 月期)	第 78 期 (2023年 3 月期)	第 79 期 (2024年 3 月期)	第 80 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	286,482	319,500	344,154	349,353
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	83	1,185	13,741	11,864
1 株当たり当期純利益 (円)	1.87	26.49	293.62	251.86
総 資 産 (百万円)	342,750	328,452	357,492	333,534
純 資 産 (百万円)	88,201	86,958	122,581	110,886
1 株当たり純資産額 (円)	1,052.91	1,143.28	1,922.39	1,901.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 77 期 (2022年 3 月期)	第 78 期 (2023年 3 月期)	第 79 期 (2024年 3 月期)	第 80 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	130,679	138,512	158,722	165,457
当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	2,768	△466	12,806	15,435
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (△) (円)	61.86	△10.42	272.74	331.65
総 資 産 (百万円)	236,069	221,571	232,664	226,839
純 資 産 (百万円)	42,320	34,736	50,297	52,875
1 株当たり純資産額 (円)	478.60	427.57	775.27	944.78

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社両毛システムズ	群馬県桐生市	1,966百万円	51.3%	情報処理サービス、システム機器の開発・販売
株式会社タツミ	栃木県足利市	715百万円	53.1%	自動車部品の製造・販売
東日本ダイカスト工業株式会社	群馬県高崎市	70百万円	100.0%	アルミダイカスト部品の鋳造、切削加工
株式会社モミモ	群馬県桐生市	90百万円	100.0%	プラスチック部品・自動車部品の製造
株式会社東葉電機製作所	群馬県みどり市	70百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社サンユウ	群馬県桐生市	100百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社ミツバサンコーワ	群馬県桐生市	50百万円	100.0%	自動車部品・用品の開発・販売
株式会社三興エンジニアリング	群馬県桐生市	495百万円	100.0%	電気・建築・土木工事、生産設備等の設計・製作
株式会社オフィス・アドバン	群馬県桐生市	50百万円	100.0%	経理事務受託代行業務
株式会社両毛ビジネスサポート	群馬県桐生市	30百万円	100.0%	IT教育、ヘルプデスク、ビジネスプロセスアウトソーシング

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
アメリカン・ミツバ・コーポレーション	アメリカ	81百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売、マーケティング
コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ	174百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ	24百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ド・ブラジル・リミターダ	ブラジル	46百万 ブラジルレアル	100.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートパーツ・ド・ブラジル・インダストリア・リミターダ	ブラジル	61百万 ブラジルレアル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・イタリア・エス・ピー・エー	イタリア	1百万 ユーロ	85.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー	ハンガリー	10百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・フランス・エス・エー	フランス	5百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・モロッコ・エス・エー・アール・エル・エー・ユー	モロッコ	49百万 モロッコディルハム	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ルス・エル・エル・シー	ロシア	630百万 ロシアルーブル	90.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ターキー・オートモティブ・エー・エス	トルコ	987百万 トルコリラ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン	56百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・インド・プライベート・リミテッド	インド	12,000百万 インドルピー	99.9%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ミツバ・ベトナム・カンパニー・リミテッド	ベトナム	1,354,311百万 ベトナムドン	95.8%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ピーティー・ミツバ・インドネシア	インドネシア	59,144百万 インドネシアルピア	100.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ピーティー・ミツバ・オートモティブ・パーツ・インドネシア	インドネシア	10百万 USドル	67.5%	自動車部品の製造・販売
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア	125,412百万 インドネシアルピア	100.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
広州三葉電機有限公司	中国	265百万 人民元	66.6%	自動車部品の製造・販売
広州三葉電機（武漢）有限公司	中国	220百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電器（大連）有限公司	中国	512百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉士林電機（武漢）有限公司	中国	53百万 人民元	55.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電機（香港）有限公司	中国	3百万 USドル	100.0%	自動車部品等の輸出入販売、マーケティング

- (注) 1. 当社の議決権比率には当社の子会社が保有する議決権を含んでおります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. 当社は2024年11月13日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、株式会社タツミの完全子会社化を目的とした株式交換を行うことを決議し、同日付をもって同社を当社の完全子会社といたしました。
4. 2025年3月12日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社東葉電機製作所の全株式を譲渡することを決議し、2025年4月1日付で譲渡しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、原材料高騰や賃金上昇、自動車業界の電動化に向けた商品変化、等の厳しい経営環境がある一方、当社のコア技術が活かせる電動化ニーズの高まりを機会と捉え、2023年度より新たな中期経営計画をスタートしました。その中期経営計画では、「モビリティ社会の期待に応え持続的成長企業へ」をスローガンとして、①モビリティ進化への対応、②経営基盤の強化、③財務体質の健全化を柱とする3つの経営方針を定め、ミツバビジョン2030の実現に向けグループ一丸となり推し進めております。

① モビリティ進化への対応

技術の進化、ライフスタイルの変化に対応しモビリティに求められる要求も高度化されてきています。特に電動化分野においては従来にはなかったニーズがあり、新規のビジネスチャンスが広がっております。一方、国別に見ると新たなプレイヤーが出現していることで、当社シェアが減少している国もありますが、インド等の成長国においては、シェア拡大を図ってまいります。また、CASE*対応は国別での時間軸の差が顕著になっておりますが、将来的には着実に進む領域と捉え、当社のコア技術であるモータ技術と制御技術の進化・融合によりこれらの期待に対応してまいります。

※CASEとは、Connected（接続性）、Autonomous（自動運転）、Shared & Service（シェアとサービス）、Electric（電動化）という、自動車をめぐる新しい技術・サービスを表す4つの英単語の頭文字を並べた造語

② 経営基盤の強化

これまで収益管理の高度化や構造改革による企業体質の強化を進めた結果、自己資本比率の回復や有利子負債の削減等、一定の成果が出てまいりました。引き続き、グローバル品質コストの最適化やPSI（生産、販売、在庫）管理の高度化といった基本的な管理体制の強化や、グローバルでの生産供給体制の再構築により、強固な経営基盤を築いてまいります。

③ 財務体質の健全化

中期経営計画の前半2年間は、モビリティ進化への対応や製品競争力の向上、経営基盤の強化によりキャッシュフロー改善を図り、財務の健全化に取り組んでまいりました。中期経営計画の後半3年間は、財務規律を維持しながら、成長分野への経営資源シフトにより、安定した事業ポートフォリオの確立を進めるとともに、将来の事業を支える強い財務基盤の構築を進めてまいります。

世界のモビリティ進化やモータ需要は益々拡大・複雑化し、当社にとってはビジネスチャンスに繋がる新たなテーマも増えてまいりました。一方、モビリティ進化のスピードや求められる製品は各国の取り巻く環境により変化が生じております。今後も「世界の人々に喜びと安心を提供する」という当社理念のもと、脱炭素社会への貢献を掲げたミツバビジョン2030の達成に向け、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの強化により、社会の期待に応え、信頼される企業となるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの事業内容および主要な商品は次のとおりであります。

事業内容	区分	主要な商品
輸送用機器関連事業	四輪事業	(視界系) ワイパーシステム、ウインドシールドウォッシャーシステム
		(利便快適系) パワーウインドウモーター、パワーシートモーター ルーフモーター、パワースライドドアシステム パワーテールゲート、ホーン、リレー
		(始動系) スターターモーター
	二輪事業	(二輪電装) スターターモーター、ACジェネレーター ACGスターター、フューエルポンプモジュール ミッションチェンジモーター、EV駆動システム ホーン、リレー、ランプ類
	電動化ソリューション事業	(エンジン補機・走行制御系) ファンモーター、電動オイルポンプ 電動パワーステアリングモーター 電動サーボブレーキモーター、電子制御スロットルモーター
		(応用機器) 小型電動車両用各種駆動モーター
情報サービス事業	—	システムインテグレーションサービス、システム開発 ソフトウェア開発、受託代行業務
その他事業	—	自動車部品・用品の開発・販売、受託代行事業、電気工事業、土木建設業

(6) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社／研究開発センター	群馬県桐生市
厚木研究開発センター	神奈川県厚木市
仙台研究開発センター	宮城県仙台市
浜松営業所	静岡県浜松市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
朝霞営業所	埼玉県朝霞市
赤城工場	群馬県みどり市
新里工場	群馬県桐生市
鬼石工場	群馬県藤岡市
利根工場	群馬県沼田市
富岡工場	群馬県富岡市
福島工場	福島県田村市

② 子会社

26頁から28頁の（3）重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
21,887名 (2,875名)	778名減 (132名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性 2,448名	40名増	43.05歳	20.37年
女 性 822名	25名増	38.27歳	16.79年
合 計 ま た は 平 均 3,270名	65名増	41.85歳	19.47年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	38,382百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	22,770百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	21,075百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,494百万円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	14,203百万円
株 式 会 社 足 利 銀 行	10,248百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	9,882百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	9,135百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年11月13日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、株式会社タツミの完全子会社化を目的とした株式交換を行うことを決議し、同日付をもって同社を当社の完全子会社といたしました。

また、2025年3月12日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社東葉電機製作所の全株式を譲渡することを決議し、2025年4月1日付で譲渡いたしました。本件譲渡により、株式会社東葉電機製作所は当社の連結範囲から除外されることとなります。

2. 会社の現況

(1) 株式の現況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数および発行可能種類株式総数		
イ. 発行可能株式総数		150,000,000株
ロ. 発行可能種類株式総数	普通株式	150,000,000株
	D種種類株式	200株
② 発行済株式の総数	普通株式	45,581,809株
	(うち、自己株式数)	826,406株
	D種種類株式	200株
③ 株主数	普通株式	26,019名
	D種種類株式	2名
④ 大株主		

株 主 名	持 株 数 (普 通 株 式)	持 株 数 (D種種類株式)	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,242千株	0 株	9.48%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,199千株	100 株	4.91%
ミ ツ バ 取 引 先 企 業 持 株 会	2,138千株	0 株	4.78%
日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,742千株	0 株	3.89%
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	1,662千株	0 株	3.71%
有限会社サンフィールド・インダストリー	1,550千株	0 株	3.46%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	1,343千株	0 株	3.00%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,038千株	0 株	2.32%
株 式 会 社 足 利 銀 行	1,009千株	0 株	2.26%
株 式 会 社 群 馬 銀 行	967千株	0 株	2.16%

(注) 持株比率は自己株式（826,406株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合が保有するA種種類株式およびC種種類株式を全部取得すること、ならびにA種種類株式およびC種種類株式の消却を行うことを決議し、次のとおり実施いたしました。

イ.自己株式の取得の内容

A種種類株式

- | | |
|-------------|---------------|
| ・取得する株式の総数 | 10,000株 |
| ・株式の取得対価の内容 | 金銭 |
| ・1株当たりの取得価額 | 1,254,630.10円 |
| ・取得日 | 2024年6月28日 |

C種種類株式

- | | |
|-------------|------------|
| ・取得する株式の総数 | 5,000株 |
| ・株式の取得対価の内容 | 金銭 |
| ・1株当たりの取得価額 | 1,510,000円 |
| ・取得日 | 2024年6月28日 |

ロ.自己株式の消却の内容

A種種類株式

- | | |
|------------|------------|
| ・消却する株式の総数 | 10,000株 |
| ・消却日 | 2024年6月28日 |

C種種類株式

- | | |
|------------|------------|
| ・消却する株式の総数 | 5,000株 |
| ・消却日 | 2024年6月28日 |

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、株式会社日本政策投資銀行および株式会社横浜銀行との間で、引受契約書を締結し、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、総額10,000,000,000円のD種種類株式を発行することを決議し、次のとおり実施いたしました。

ハ.D種種類株式の発行の内容

- | | |
|-------------|-------------|
| ・発行する株式の総数 | 200株 |
| ・1株当たりの発行価額 | 50,000,000円 |
| ・発行日 | 2024年6月28日 |

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	会 社 に お け る 地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
日 野 貞 実	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	事業統括 品質保証管掌 情報システム統括
武 信 幸	代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	管理統括 経営企画統括 桐生中小企業福祉事業協同組合 代表理事
杉 山 雅 彦	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	財務統括
北 田 勝 義	取 締 役 員 相 談	
今 井 秀 夫	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	
段 谷 繁 樹	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	双日株式会社 顧問
丹 治 宏 彰	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
中 井 陽 子	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	弁護士 ルーチェ法律事務所 代表

- (注) 1. 監査等委員である取締役段谷繁樹、丹治宏彰、中井陽子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、今井秀夫氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
3. 当社は監査等委員である取締役段谷繁樹、丹治宏彰、中井陽子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役駒形崇氏は、2024年6月20日付で、任期満了により取締役を退任しております。
5. 監査等委員である取締役木内啓治氏は、2024年6月20日付で、任期満了により監査等委員である取締役を退任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約によりその被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が利益または便宜の提供を違法に得た場合や犯罪行為または法令違反行為等であることを認識して行った場合には補填の対象としていないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めており、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した金銭による報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する月例固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、業績連動報酬等の割合は、役位に応じた上記の月例固定報酬に対して30%相当としております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額600百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定につき、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 社長執行役員（事業統括、品質保証管掌および情報システム統括）である日野貞実がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等としての賞与の評価配分としております。なお、委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、原案は、指名・報酬委員会で審議され、その結果の答申を得ております。監査等委員会は、当該権限の適切性について意見陳述権の行使等による判断をしております。

なお、2022年10月より取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しました。指名・報酬委員会では、取締役報酬制度に係る方針決定および個人別の報酬等の内容の決定について審議を行い、取締役会がその答申結果を尊重することで、決定手続きの客観性、透明性の向上に努めております。

二. 取締役報酬等の総額

区分	支給額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	114百万円 （0百万円）	85百万円 （0百万円）	28百万円 （一百万円）	5名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36百万円 （21百万円）	36百万円 （21百万円）	一百万円 （一百万円）	5名 （3名）
合計 （うち社外取締役）	150百万円 （22百万円）	121百万円 （22百万円）	28百万円 （一百万円）	10名 （4名）

- （注） 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。選定する業績指標とその目標値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。なお、業績指標の実績は25頁の（2）企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移の①企業集団の営業成績および財産の状況の推移に記載のとおりであります。
2. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）であります。
3. 上記の支給額および支給人員には、2024年6月20日付で、任期満了により取締役を退任した取締役駒形崇、監査等委員である取締役木内啓治の両氏を含んでおります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査等委員である取締役段谷繁樹氏は、双日株式会社の顧問を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・ 監査等委員である取締役丹治宏彰氏は、曙ブレーキ工業株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
 - ・ 監査等委員である取締役中井陽子氏は、ルーチェ法律事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間に特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出 席 回 数		発言状況および 期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会 (12回開催)	監査等 委員会 (13回開催)	
段 谷 繁 樹	取 締 役 (監 査 等 委 員)	12回 (100%)	13回 (100%)	主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の役員人事および役員報酬を審議する指名・報酬委員会の委員長を務めており、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
丹 治 宏 彰	取 締 役 (監 査 等 委 員)	12回 (100%)	13回 (100%)	主にメーカー等の企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、その企業経営に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
中 井 陽 子	取 締 役 (監 査 等 委 員)	12回 (100%)	13回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業法務に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	111百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、経理部門および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の過去の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1)当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ理念」に基づき行います。
- (2)当社は、当社の社会的責任履行と持続的な成長を主題とする「ESG会議」を設置し、リスクマネジメントや法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
- (3)当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
- (4)当社は、グループの業務執行状況について業務執行から独立した組織である監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
- (5)当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、「ミツバなんでも相談窓口」を社内および社外法律事務所に常設いたします。

②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- (1)当社は、リスク管理に係る社内規定として「グループコンプライアンス・リスクマネジメント規定」を制定し、発生し得る損失危機に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底を図ります。
- (2)当社は、グループとしてのBCP（事業継続計画）について、全社会議体である「ESG会議」の下に「BCP委員会」を設け、適切な管理体制を整備いたします。また商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、商品安定供給および防災の観点からリスクの洗い出しや必要とされる施策を実行いたします。

④当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1)当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。また、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、取締役等の指名、報酬に関する客観性と透明性を高めるため、委員会から取締役会への答申・助言を受けます。
- (2)当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
- (3)当社ならびに当社グループ各社は、中期（5年間）および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
- (4)当社は、「グループ方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理すると共に、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を確保します。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1)当社は、当社グループ全社を3つのドメインに分類し、グループ役員会において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各社の事業状況の報告を受けます。
- (2)当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。

⑥当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- (1)当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
- (2)当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
- (3)当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

⑦当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- (1)当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
- (2)当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

⑧当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について

- (1)当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
- (2)前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

⑨その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- (1)当社常勤の監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
- (2)当社監査等委員会は、同会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「グループの財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「ESG会議」を設置し、法令遵守体制の整備に係る課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「ミツバなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保すると共に、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

②リスクマネジメント体制

当社グループの「グループ役員会」は、上記も含めた当社グループの各活動およびリスクマネジメント活動を統括すると共に、各事業ドメインにおける活動の計画ならびにその他の課題への対応を決定しております。

当社は、災害リスク対策であるBCP（事業継続計画）活動において「グループBCM規定」を定め、当社グループ内へ展開しております。また、BCP以外のリスクとしてはカントリーリスク、品質リスク、労務リスクおよび情報漏洩リスク等の経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し、リスク度合いを決めた上で各組織機能においてリスク低減活動を進めております。

③取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を月1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施すると共に、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

「経営会議」等の経営に係る重要な会議には取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、これら重要な会議の決裁書類ならびに議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④内部監査体制

当社は、業務執行より独立した内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめると共に、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、改善活動の確実な実施等をフォローアップしております。

⑤グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受ける体制を整えております。また、四半期に一度開催される「グループ役員会」にて、コーポレートガバナンス・コードに対する各子会社の対応状況や各事業ドメインにおける活動の推進についての報告を受けております。

⑥監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認すると共に、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績ならびに配当性向および当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うように努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効活用し、将来の成長につなげていくことで、株主の皆さまのご支援にお応えしてまいります。

つきましては、当事業年度の期末配当金は、当期の業績を勘案し、1株あたり10円の配当を実施いたします。

なお、D種種類株式に対しましては、当社定款に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		210,648	流 動 負 債		152,281
現 金 及 び 預 金		97,912	支 払 手 形 及 び 買 掛 金		23,698
受 取 手 形		1,646	短 期 借 入 債		98,668
売 掛 金		45,623	一 般 債		2,740
契 約 資 産		1,271	未 払 金		11,416
商 品 及 び 製 品		9,681	未 払 法 人 費 用		2,446
仕 掛 品		4,641	未 払 約 引 負 税		2,309
原 材 料 及 び 貯 蔵 品		36,229	賞 与 引 当 金		309
そ の 他 の 金 銭 債 権		13,767	賞 与 引 当 金		4,834
貸 倒 引 当 金		△125	員 賞 与 引 当 金		26
固 定 資 産		122,886	役 員 保 証 引 当 金		1,240
有 形 固 定 資 産		83,881	受 注 損 失 引 当 金		217
建 物 及 び 構 築 物		31,648	業 務 構 造 改 善 引 当 金		538
機 械 装 置 及 び 運 搬 具		29,451	固 定 負 債		3,835
工 具、器 具 及 び 備 品		4,740	社 長 期 借 入 債		70,366
土 地		7,477	長 期 借 入 債		1,000
リ ー ス 資 産		4,196	繰 上 金 債		51,882
建 設 仮 勘 定		6,365	繰 上 金 債		6,025
無 形 固 定 資 産		3,114	繰 上 金 債		6,916
ソ フ ト ウ エ ア		722	繰 上 金 債		3,501
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定		74	繰 上 金 債		369
そ の 他 の 金 銭 債 権		2,317	繰 上 金 債		671
投 資 そ の 他 の 資 産		35,890	負 債 合 計		222,648
投 資 有 価 証 券		16,201	純 資 産 の 部		
長 期 貸 付 金		2,529	株 主 資 本		74,762
繰 延 税 金 資 産		1,324	資 本 剰 余 金		5,000
長 期 前 払 費 用		1,039	資 本 剰 余 金		14,129
退 職 給 付 に 係 る 資 産		13,779	利 益 剰 余 金		56,237
そ の 他 の 金 銭 債 権		1,016	自 己 株 式		△604
貸 倒 引 当 金		△0	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		20,935
資 産 合 計		333,534	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金		2,452
			為 替 換 算 調 整 勘 定		20,243
			退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		△1,760
			非 支 配 株 主 持 分		15,188
			純 資 産 合 計		110,886
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		333,534

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額		
売上 販売費 営業 受 受 持 賃 そ 支 株 為 支 賃 外 そ	上	上	原	高		349,353
	上	上	利	価		295,067
	費	及	管	益		54,286
	業	一	理	費		33,355
			利	益		20,930
	取	収	利			
	分	配	当	利	1,954	
	法	る	資	息	550	
	に	の	利	金	535	
	外	費	用	益	68	
営業 外 式 払 替 貸 国	外	交	利	他	1,692	4,801
	払	手	差	息	2,363	
	替	料	付	費	215	
	国	源	数	損	1,224	
		の	原	料	586	
			泉	価	132	
				税	501	
				他	919	5,944
						19,788
	経 特 固 投 子 償 和 そ 特 固 減 固 事 事 そ	常	利	益		
別		産	売	却	益	110
定		証	券	却	益	13
資		株	式	立	益	419
会		権	取	入	益	225
却		引	金	額	益	300
解		の	当	他	額	146
別		損	失			
定		産	売	却	損	91
業		産	除	却	失	1,607
等 税 、 人 期 主 株 主 に 帰 属 す る す る	調	前	当	純	利	益
	整	当	期	事	業	税
	民	及	び	業	税	4,173
	住	調	利	整	額	296
	税	等	純	期	益	4,469
	に	属	当	期	益	13,621
	主	す	期	純	益	1,757
	株	る	当	期	益	11,864
	主					
	に					

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産		82,439	流動負債		118,695
現金及び預金		33,198	支払手形		3,064
受取手形		691	買掛金		22,569
売掛金		28,940	短期借入金		32,691
商品及び製品		1,724	1年内返済予定の長期借入金		48,814
仕掛品		1,012	リース負債		797
原材料及び貯蔵品		6,711	未払金		6,287
前払費用		699	未払消費税等		432
未収入金		4,520	前払法人税等		170
立替金		506	預り金		13
貸付金		4,416	与引当金		118
その他の金		18	賞与引当金		2,491
固定資産		144,400	員賞与引当金		8
有形固定資産		20,599	製品保証引当金		954
建物		6,048	事業構造改善引当金		280
構築物		163	固定負債		55,268
機械及び装置		7,111	社長期借入金		1,000
車両及び運搬具		19	繰上金		50,075
工具、器具及び備品		830	繰延税金負債		1,201
土地		2,200	繰延税金負債		2,965
リース資産		1,790	繰延税金負債		25
建設仮勘定		2,435	負債合計		173,964
無形固定資産		525	純資産の部		
借地権		60	株主資本		50,628
ソフトウェア		435	資本金		5,000
その他の金		28	資本剰余金		17,324
投資その他の資産		123,275	資本準備金		14
投資有価証券		11,039	その他の資本剰余金		17,310
関係会社株		98,882	利益剰余金		28,907
長期貸付金		337	利益準備金		1,235
長期前払費用		25	その他の利益剰余金		27,672
前払金		12,909	償却資産圧縮積立金		0
その他の金		80	買換資産圧縮積立金		6
資産合計		226,839	繰越利益剰余金		27,664
			自己株式		△604
			評価・換算差額等		2,247
			その他有価証券評価差額金		2,247
			純資産合計		52,875
			負債及び純資産合計		226,839

損 益 計 算 書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目						金	額
売上	上	原	高				165,457
売上	上	利	価				145,584
販売	費	一	益				19,872
営業	及	般	費				12,194
営業	業	管	理				7,677
営業	外	収	益				
受取	取	配	利	息	279		
受取		貸	当	金	12,194		
賃		の		料	219		
そ		費		他	344		13,037
営業	外	用					
支払	払	利		息	1,303		
株為	式	交	付	費	215		
支賃	替	差		損	1,071		
外	払	手	数	料	582		
そ	国	料	原	価	130		
		源	泉	税	501		
		の		他	139		3,944
経	常	利	益				16,771
特	別	利	益				
固定	資	産	売	却	5		
子会	社	株	式	売	1,783		
和解	金	等	引	当	300		
そ		の	金	戻	74		2,164
特	別	損	失				
固定	資	産	売	却	3		
減	損		損		156		
固	定	資	産	除	77		
投	有	価	証	券	1,282		
事	業	構	造	改	595		
事	業	構	造	改	216		2,332
税	引	前	当	期	純	利	益
税	引	前	当	期	純	利	益
法人	税	住	民	税	及	び	事
法	人	税	等	調	整		税
当	期	純	利	益			額
							益
					1,142		
					25		1,167
							15,435

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ミツバ
取締役会 御中新宿監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 田 中 信 行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加 藤 寛 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミツバの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミツバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ミツバ
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 田中 信行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加藤 寛司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミツバの2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法、内容及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等から電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社 ミツバ 監査等委員会

常勤監査等委員 今 井 秀 夫 ㊞

監 査 等 委 員 段 谷 繁 樹 ㊞

監 査 等 委 員 丹 治 宏 彰 ㊞

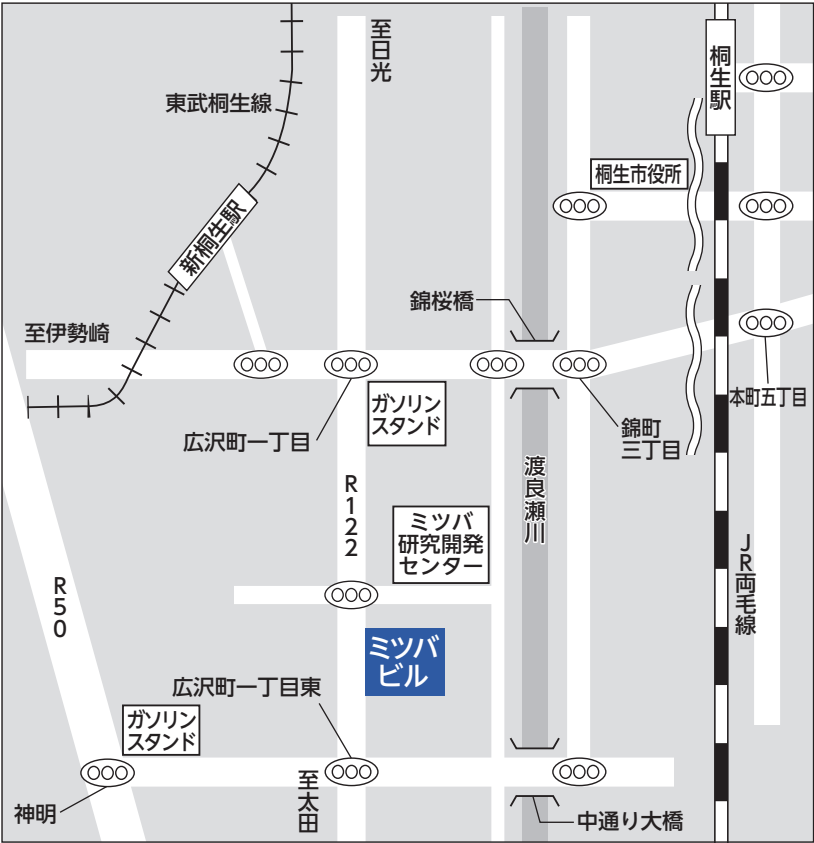
監 査 等 委 員 中 井 陽 子 ㊞

(注) 監査等委員段谷繁樹、丹治宏彰及び中井陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所 群馬県桐生市広沢町一丁目 2789 番地 1
株式会社ミツバ ミツバビル7階ホール
電話 0277-52-0111 (代表)



最寄り駅
東武桐生線 新桐生駅より 徒歩10分
J R 両毛線 桐生駅より タクシーにて10分

最寄 I C
北関東自動車道 太田桐生 I Cより 15分
北関東自動車道 太田藪塚 I Cより 20分
北関東自動車道 太田強戸スマート I Cより 20分

